

2009年度 JASRAC事業の概要

1. はじめに 一般社団法人への移行と「S.Q.N.」	P 1
2. 徴収額	P 2、3
3. 信託契約者数と管理作品数	P 4
4. ネットワーク上での違法利用への対応	P 5、6
5. 著作物の円滑な利用の促進と管理事業の効率化	P 7
6. 著作権保護に向けた取組み	P 8、9
7. 創立70周年記念事業	P 10、11
8. 国際活動	P 12、13
9. 文化事業	P 14
10. 広報活動	P 15、16
11. 公正取引委員会への対応について	P 17

1. はじめに 一般社団法人への移行と「S.Q.N.」

一般社団法人への移行について

JASRACは内閣総理大臣の認可を受け、2010年4月1日付で「一般社団法人 日本音楽著作権協会」となりました。業務内容等に変更はありません。

今後も、著作権の保護と音楽文化の発展のため、公正かつ効率的な音楽著作権の管理に努めていきます。

新たな一步を踏み出すにあたって ～「S.Q.N.」の志を胸に

一般社団法人への移行を機にJASRACは「S.Q.N.」の理念にもとづいた事業を推進します。（「S.Q.N.」とは、ラテン語の「Sine Qua Non = シン・クア・ノン」の略で、「必要不可欠な」を意味します）

「S.Q.N.」について

1997年11月、ボスニア・ヘルツェゴビナで設立された著作権管理団体は、自らの団体名を「SQN」と名づけました。

ボスニア・ヘルツェゴビナでは、1992年4月から1995年12月までの約3年半、ユーゴスラビアからの独立をめぐる内戦が繰り広げられました。その戦火の中、多くの芸術家が犠牲になったといわれています。

生き延びた同国の芸術家らは、取り戻した平和の中で、「人間が生きていくうえで必要不可欠なもの、平和だからこそ手にすることができるものが音楽をはじめとする芸術である。文化・芸術こそが民族の和解と国家の再生に必要不可欠」との考えのもとに集まりました。そして、自分たちの手で新国家の文化・芸術を守るために著作権管理団体を設立し、「SQN」と名づけたのです。

JASRACは2010年1月、SQNと音楽著作権の相互管理契約を結びました。SQNのこの理念は、JASRACと志を同じくするものであり、「人々の生活にとって必要不可欠なもの（音楽）を守ること」こそがJASRACの使命であることを常に忘れず、これを肝に銘じて新たな一步を踏み出していきます。

2. 徴収額

(1) 使用料徴収額

市場の縮小などにより「オーディオディスク」が大幅に前年度を下回ったほか、「放送等」「コマーシャル送信用録音」なども景気低迷の影響を受け、前年度を下回りました。

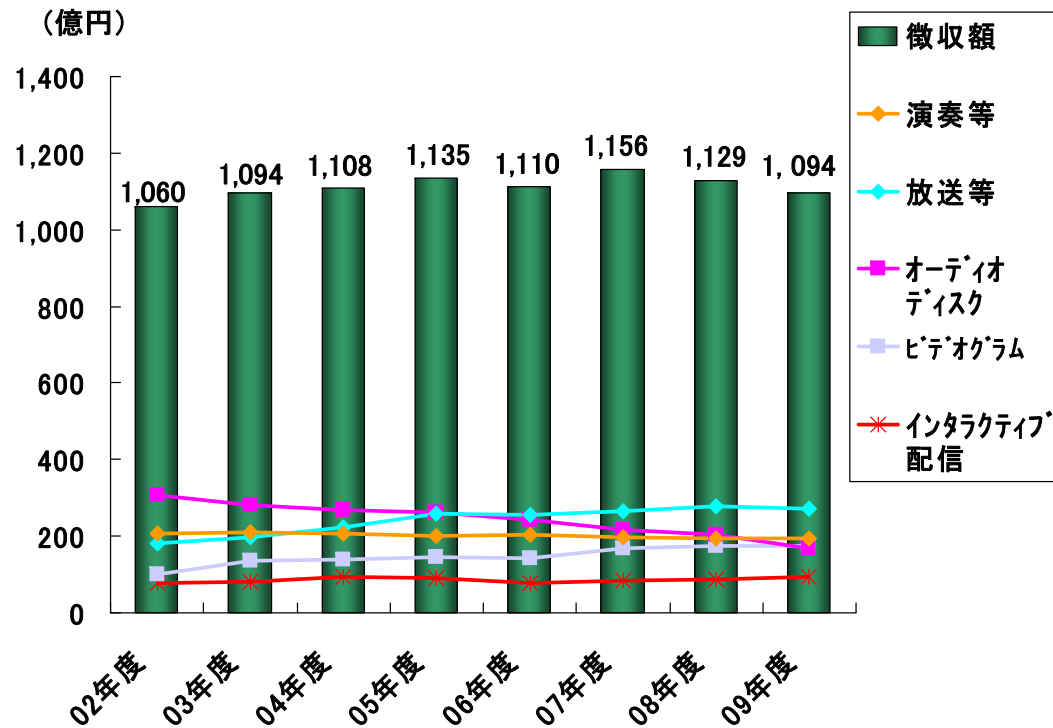
一方、「インタラクティブ配信」は、着うたフル（ダウンロード）が前年度並みを維持したほか、パソコン向けの音楽配信（ダウンロード）の市場の拡大や、動画投稿(共有)サイト（動画等ストリーム）への利用許諾への積極的な取組みにより前年度をわずかに上回りました。

この結果、2009年度の徴収額は、前年度比3.1%の減にとどまりました。

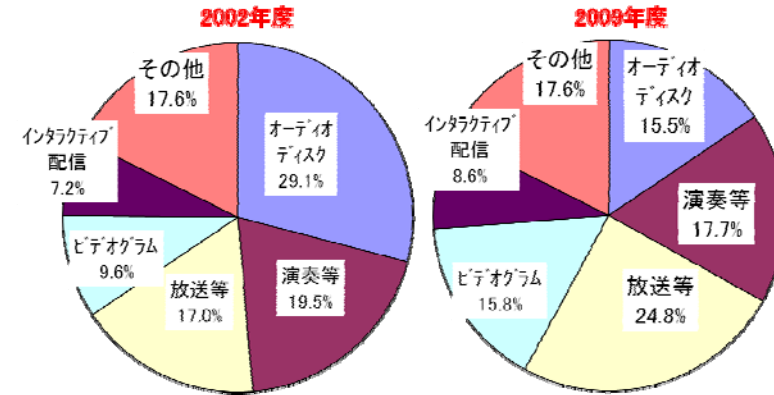
種目	徴収額(円)	前年度比(%)
演奏等	19,312,241,056	100.0
放送等	27,178,608,661	97.9
有線放送	4,664,882,636	123.4
映画上映	96,962,519	108.6
B G M	469,317,904	91.7
外国入金演奏	606,139,495	110.7
演奏・合計	52,328,152,271	100.6
オーディオディスク	16,938,956,150	82.6
オーディオテープ	493,991,924	71.7
オルゴール	14,787,007	100.2
放送用録音	840	11.1
コマーシャル送信用録音	1,361,338,560	96.6
映画録音	27,001,339	68.2
ビデオグラム	17,316,356,633	99.1
外国入金録音	133,013,435	75.8
録音・合計	36,285,445,888	90.0
出版等	1,363,818,154	89.5
教科用図書補償金	24,405,442	100.6
出版・合計	1,388,223,596	89.6
貸レコード	2,842,405,297	99.2
貸ビデオ	721,531,665	91.4
貸与・合計	3,563,936,962	97.6
通信カラオケ	6,081,394,869	99.9
インタラクティブ配信	9,447,161,779	106.3
（ダウンロード）	5,119,889,528	118.2
（着信メロディダウンロード）	806,822,721	70.9
（オリジナル音源着信音）※	1,432,259,792	79.4
（動画等ストリーム）	767,201,359	143.8
（その他音楽配信）	1,320,988,379	121.6
複合・合計	15,528,556,648	103.7
使用料収入合計	109,094,315,365	97.0
私的録音補償金	136,867,520	64.5
私的録画補償金	233,114,828	101.5
補償金・合計	369,982,348	83.7
総合計	109,464,297,713	96.9

※「オリジナル音源着信音」は「着うた」のこと。

(2)徴収額の推移

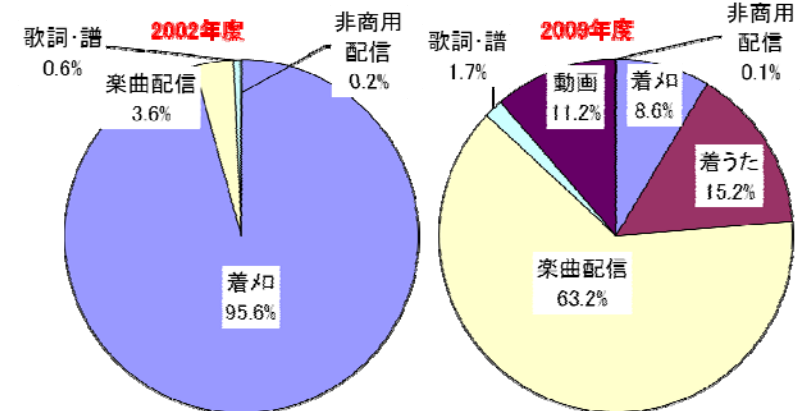


徴収額構成比の変化(2002年度と2009年度との比較)



「オーディオディスク」が減少する一方で、「放送等」や「ビデオグラム」の比率が増加しました。

インタラクティブ配信 徴収額構成比(2002年度と2009年度との比較)



インタラクティブ配信の分野は、新しい利用形態が次々と生み出され、構成比も著しく変化しています。

2007年7月24日、動画投稿(共有)サイトの適法な運営と個人ユーザーが利用しやすい環境の構築に向け、サイトを運営する事業者に対して許諾条件をホームページで公開しました。また、動画投稿(共有)サービスにおける利用許諾条件を、国内作品に限定した許諾範囲から、JASRACが著作権を管理する外国作品を含めた許諾範囲に、2010年4月から変更しました。

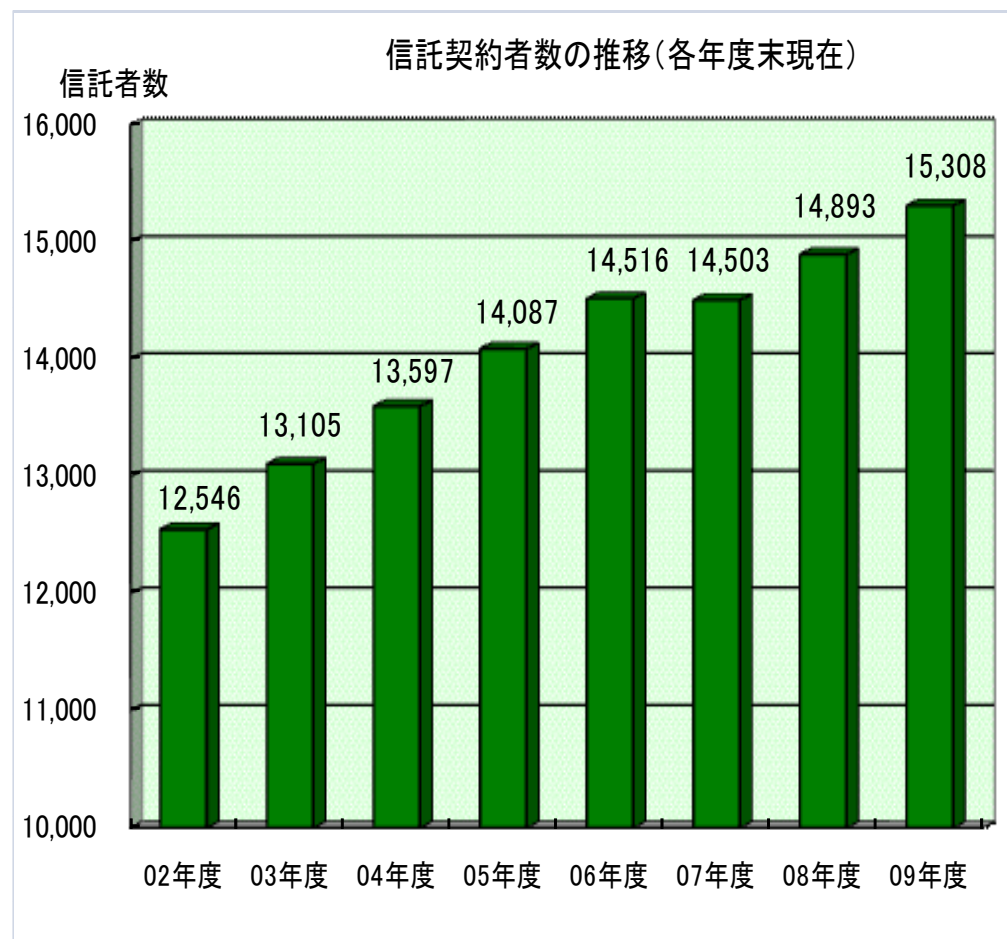
3. 信託契約者数と管理作品数

2009年度の新規信託契約者数は527者

契約終了112者、信託契約者数の増加は415者でした。

J-WIDで公開している管理作品数は約269万曲

内訳は、およそ国内作品が120万曲、外国作品が149万曲です。



4. ネットワーク上での違法利用への対応

(1)法的措置

①民事事件

TVブレイク事件判決

東京地裁は、2009年11月13日、動画投稿（共有）サイト「TVブレイク」を運営するジャストオンライン株式会社に対して、JASRACの管理楽曲を含む動画ファイルの送信差止めと、同社および代表者に対し連帯して著作権侵害による損害金9,000万円余の支払いを命じる判決を言い渡しました。

判決では、同社がこのサービスを管理支配する主体であること、著作権侵害の可能性を認識していたにもかかわらず、何ら防止策を講じることなく、このような行為により利益を得ていたことなどから、このサイトで行われる複製、公衆送信の利用主体は同社であり、責任が及ぶとの判断が示されました。

同社はこの判決を不服として11月27日に控訴し、控訴審初公判が2010年4月28日に開かれています。

②刑事事件一覧

※詳細はJASRACホームページのプレスリリースを参照

「着うたキングダム」(携帯電話向け音楽配信サイト)
2009年6月26日告訴。2009年12月16日岡山地裁が有罪判決。 同サイトの管理・運営会社3社に各罰金800万円、3社の代表を兼任する者1人他1人に対してそれぞれ懲役1年6ヵ月(執行猶予3年)罰金250万円、懲役2年(執行猶予3年)罰金400万円。 ※携帯電話向けの違法音楽配信サイトを管理・運営する法人が初めて摘発された。
「mp3の音探し」他7掲示板
2009年3月16日告訴。2009年5月1日、5月29日福岡簡裁が略式命令。掲示板管理人にそれぞれ罰金60万円と50万円。 2009年6月1日、掲示板管理人4人(未成年)を福岡地検に送致。1人(未成年)を補導。 JASRACは、5月18日の逮捕に併せて同サービスを運営する事業者に対し、監視体制の強化と違法音楽ファイルの即時配信中止を要請する警告文書を送付。 ※携帯電話向けレンタル掲示板の管理人が初めて逮捕された。
「DoCoMo歌手別倉庫」(携帯電話向けレンタル掲示板サービス)
2010年2月2日告訴。2010年3月30日大津地裁が有罪判決。 掲示板管理人と、違法アップロード者にそれぞれ懲役1年6ヵ月(執行猶予3年)。
「Share」(ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害)
2009年11月18日、11月24日告訴。 2010年2月10日東京地裁が有罪判決。違法アップロード者1人に懲役2年(執行猶予3年)。 2月19日さいたま地裁が有罪判決。違法アップロード者1人に懲役1年6ヵ月(執行猶予3年)。 ※ JASRACが加盟する「不正商品対策協議会」が、警察庁情報技術犯罪対策課から、ファイル共有ソフト「Share」を悪用した著作権侵害事犯の全国一斉取締りについての協力の要請を受け、応じた案件。
「Cabos」(ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害)
2010年3月5日、3月10日告訴。2010年3月17日高松簡裁が略式命令。 違法アップロード者に罰金50万円。
「曲貼り精鋭達のたまり場」
2010年3月5日告訴。2010年5月10日札幌地裁が有罪判決。 違法アップロード者に懲役1年(執行猶予2年) ※海外ストレージサイトに無断でアップロードしたファイルへのリンク設定による違法音楽配信に関して、初めて逮捕者が出た。

(2)違法配信対策

①ファイル共有ソフトを悪用した 著作権侵害対策協議会(CCIF)

権利者団体とインターネットサービスプロバイダ（ISP）の事業者団体により共同で設立されたCCIFは、2010年2月、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関するガイドライン」を公表しました。このガイドラインにもとづき権利者団体とISPは、Winnyを悪用して著作権を侵害するユーザーに警告メールを送信する活動を、2010年3月1日から本格的に開始しました。

②プロバイダ責任制限法にもとづく送信防止措置

JASRACは、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が取りまとめた著作権関係ガイドラインにもとづく信頼性確認団体として、2002年10月15日からJASRACの音楽ファイル検索エンジン「J-MUSE」で収集した違法ファイルの送信防止措置を各プロバイダに対し請求してきました。

この請求にもとづいて2009年4月1日から2010年3月末日までに削除されたファイル数は84,110件で、累計では420,169件に及びます。

対象期間：2002年10月15日から2010年3月31日まで

		通知	侵害停止	侵害継続
プロバイダ数	国内	395	383	12
	外国※	9	9	0
対象となるウェブサイト数		6,446	6,078	368
対象となるファイル数		446,465	420,169	26,296

※ 外国のプロバイダに対する通知はプロバイダ責任制限法にもとづくものではありません。

5. 著作物の円滑な利用の促進と管理事業の効率化

(1) インタラクティブ配信による 利用曲目報告の増加

インタラクティブ配信の曲目報告・請求システムJ-NOTESに対し、2009年度中に報告された利用曲目件数は前年度比141.2%、5億6,814万件と大幅に増加しました。

J-NOTESへの利用曲目報告の状況

	2009年度	2008年度	前年度比
報告データ受付件数	5億6,814万件	4億237万件	141.2%
自動照合による一致率	95.7%	96.9%	-1.2%
自動照合で作品データベースと一致しなかった件数	2,433万件	1,230万件	197.7%

(2) 「一般社団法人 著作権情報集中処理機構」(CDC) との連携

インターネットや携帯電話での音楽配信事業の普及・発展により、利用者と音楽著作権管理事業者双方に、利用曲目の報告等に関する作業負担が急増していることから、2009年3月、この負担軽減などを目的にCDCが設立されました。

JASRACは、CDCが、作品ごとに権利者等の情報を簡便に検索したり、新曲についての作品コードを自動的に採番したりすることができるシステムを開発できるよう協力し、フィンガープリント技術を用いた新システム「Fluzo（フルゾ）」が2010年4月に稼動しました。このシステムを利用する事業者は、現在、音楽配信事業者10社と音楽著作権管理事業者4社ですが、CDCでは2010年度内に、このサービスを利用する配信事業者は50社に達すると見込んでいます。

6. 著作権保護に向けた取組み

JASRACでは、知的財産の保護と著作権制度の国際的調和の観点から、他の権利者団体などと協力して、以下の問題に取り組んでいます。

(1) 私的録音録画補償金制度の見直し

JASRACなど「CULTURE FIRST※」推進91団体は、社団法人私的録画補償金管理協会(SARVH)が株式会社東芝に対し、一部機種種の補償金の支払いを求め訴訟を提起したことを受けて、2009年11月10日、記者会見を開き、SARVHの立場を支持するとともに、補償金制度の立法趣旨を踏まえ、実態に即した制度を早急に定める必要があることを訴えました。

※CULTURE FIRST～はじめに文化ありき

コンテンツの流通拡大を理由に、著作者や実演家の権利を制限しようとする動きに対して著作権保護を訴える91団体が掲げる行動理念

(2) 著作権の保護期間延長と 戦時加算義務の解消

著作権の保護期間を著作者の死後50年から70年に延長することに関して、文化庁文化審議会著作権分科会に設けられた基本問題小委員会で、委員として参加しているJASRACの理事が保護期間の延長を訴えているほか、2010年2月に知的財産戦略推進事務局へ提出した意見書で、保護期間の延長、戦時加算義務※の解消を求めています。

※戦時加算義務：太平洋戦争中に日本が連合国および連合国民の著作権を保護しなかったとして、サンフランシスコ平和条約の規定により課せられた義務。現在でも、連合国および連合国民が戦時中に取得した著作権の保護期間は、通常の保護期間に、開戦時から平和条約締結までの約10年間が加算されています。

(3)スリーストライク法の検討

JASRACは、インターネット上での違法利用に対する強い抑止力となることを期待し、いわゆる「スリーストライク法」導入の検討を始めるよう、2009年12月に知的財産戦略推進事務局へ意見書を提出しました。

スリーストライク法とは、警告を無視してインターネット上で著作権法違反を続ける者に対し、インターネットサービスプロバイダーとの接続を停止できることとする制度で、韓国、フランスですでに立法化されています。

(4)権利制限の一般規定

コンテンツの流通促進を理由として、一定の要件を満たす範囲であれば著作物の自由利用を認めるとする「権利制限の一般規定」の導入が、文化庁文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会で検討されています。

JASRACは、他の関連権利団体とともに、権利制限の一般規定の導入に反対する意見を表明し、検討に当たっては、文化の発展に寄与するという著作権法の目的に立脚した議論が行われるべきであると主張しています。

7. 創立70周年記念事業

2009年11月18日に創立70周年を迎えたJASRACは、さまざまな記念事業を実施しました。

(1) 創立70周年記念感謝状贈呈式

(11月18日)

音楽配信事業やカラオケ事業、有線テレビジョン事業など、それぞれの利用者の立場から音楽著作権の保護と音楽文化の振興に貢献された3氏およびアジア太平洋地域の著作権啓発に尽力されたシンガポール著作権協会の最高経営責任者ならびに長年にわたりJASRACの事業運営に取り組みされた正会員(故人)の諸氏に対し、感謝状を贈呈しました。

(2) 創立70周年記念祝賀会

(11月18日)

鳩山由紀夫内閣総理大臣、江田五月参議院議長、元内閣総理大臣・森喜朗衆議院議員など国会議員をはじめ、文部科学省、文化庁など関係省庁、駐日外国公館、CISAC(著作権協会国際連合)／BIEM(録音権協会国際事務局)加盟の外国著作権団体、著作権関係団体、利用者団体、音楽産業界、報道機関などから多数の来賓の方々に出席いただき、記念祝賀会を開催しました。

(3) イベント・キャンペーン等

著作権思想の普及・音楽文化の振興のため、次のイベント・キャンペーン等を実施しました。

①「JASRAC70周年 日本人が愛した歌！

～時代を創った作家たち～

(11月17日・NHKホール)

②JASRACシンポジウム2009

「ネット配信のビジネスモデルと

権利処理システムの構築に向けて」

(11月19日・東京国際フォーラム)

③JASRAC創立70周年記念

沖縄国際アジア音楽祭—musix2010—

「日本の音フェスティバルin沖縄」

(2010年3月6、7日沖縄県立博物館・美術館)

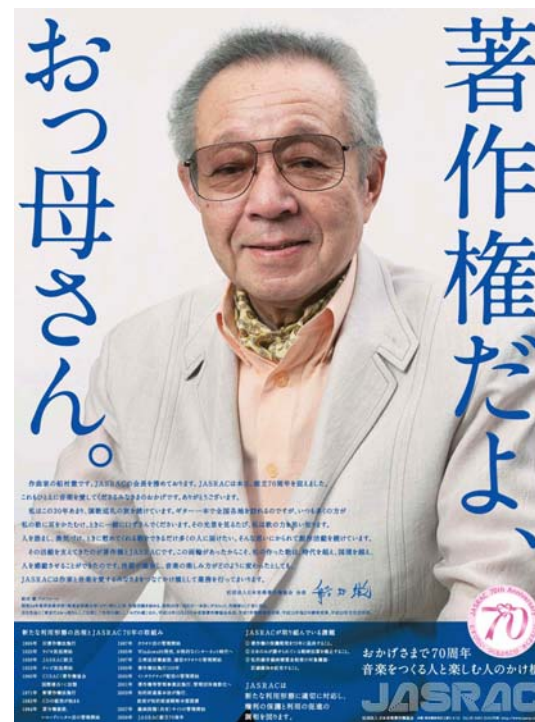
④一般紙広告 船村会長「著作権だよ、おっ母さん。」
(11月18日・4紙全国版)

⑤ラジオでのキャンペーン

民放ラジオでの、創立70周年を記念した特別番組に船村会長が生出演し、著作権制度が作家にとってなくてはならない大切なものであることをリスナーに伝えました。その他にも、都倉俊一理事出演の記念番組や、1993年JASRAC賞銅賞を米米CLUBとして受賞したJASRAC会員石井竜也さん出演の特別番組が放送されました。

⑥70年史の編纂

JASRACの70年の歴史、法的措置の歴史、データでみる70年など、JASRACのこれまでの歩みをまとめた「JASRAC70年史～音楽文化の発展を願って～」を編纂し、祝賀会出席者のほか、全国の法科大学院やマスコミ関係者等に配付しました。



⑦関連書籍刊行への協力

著作権制度の現状、著作権侵害に関する重要な裁判例を解説した次の書籍の刊行に協力しました。

「JASRAC概論」(日本評論社・紋谷暢男編)

「判例で見る音楽著作権訴訟の論点60講」

(日本評論社・田中豊編)

8. 国際活動

(1) 国際会議の招致

CISAC、BIEMの国際会議を招致しました。

2009年11月16、17日に開催したCISAC理事会、BIEM執行委員会では、私的録音録画補償金問題について各団体が協力して取り組んでいくことを確認したほか、国際的な著作権保護の強化に向けた話し合いが行われました。

11月18、19日にJASRAC本部で行われたCISAC/BIEMアジア太平洋委員会では、アジア各国の著作権の管理状況や違法利用対策について意見交換が行われました。

(2) 相互管理契約の締結

ベトナムの著作権管理団体VCPMCと演奏権・録音権の、マカオの著作権管理団体MACAと演奏権の相互管理契約を締結し、日本の音楽の利用が多いアジア地域の著作権管理体制が一層強化されました。

このほか、ボスニア・ヘルツェゴビナのSQNと演奏権・録音権の、南アフリカのSAMRO、キューバのACDAMと録音権の相互管理契約をそれぞれ締結しました。

これにより、JASRACと契約を締結している団体数は114団体(84カ国5地域)となりました。

(3) 中国の録音物の放送における 使用料規定施行に向けた意見交換

2009年7月、放送使用料の規定制定について検討していた中国政府代表団の訪問を受け、JASRACの放送使用料規定や放送事業者との契約内容などの説明をするとともに意見交換を行いました。

その後、中国国務院が録音物の放送使用料率を制定し、2010年1月から施行されました。

(4) 海外への講師の派遣

インタラクティブ配信の管理方法など、デジタル時代の著作権集中管理に関するJASRACの経験を学びたいとの要請に応え、韓国政府主催の「ソウル著作権フォーラム」(2009年6月)、台湾經濟部知的財産局とCISACアジア地域事務所共催の「2009台北著作権シンポジウム」(2009年9月)に職員を講師として派遣しました。

(5)海外からの調査団・研修員等の来会

アジアを中心とした政府関係者、WIPO※1と文化庁が共催するAPACEプログラム※2ならびに比較法研究センターからの研修員など、来会した18ヵ国延べ101人に対し、日本の著作権制度やJASRACの管理業務について説明しました。

※1 WIPO：世界知的所有権機構

※2 APACE：アジア太平洋地域著作権制度普及事業

	来会日	国・地域	団体名称等	人数	目的等
上半期	2009年 4月 9日	韓国	韓国著作権委員会(政府調査団)	3	JASRACの著作権侵害対策に関する調査
	5月27日	スペイン	SGAE(スペインの管理団体)	2	日本-スペイン源泉租税問題の協議
	6月12日	ブラジル、中国、インドネシア、ヨルダン、ミャンマー、セルビア 南アフリカ、チュニジア、ウクライナ、ベトナム	比較法研究センター研修員	12	音楽著作権の管理実務の研修
	6月22日	韓国	KOMCA(韓国の管理団体)など韓国権利者4団体の調査団	9	著作権管理システムに関する調査
	6月30日	インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム	JICA研修員	6	音楽著作権の管理実務の研修
	7月15日	中国	中国政府機関代表団	6	日本の放送使用料に関する調査
下半期	10月 2日	イギリス	PRS for MUSIC(イギリスの管理団体)	2	JASRACの管理および日本市場に関する最新状況の調査
	10月 9日	韓国	KOMCA	2	輸出入録音物の許諾、著作権管理事業法に関する調査
	10月23日	インドネシア、中国、フィリピン、タイ、ベトナム	APACE研修員	11	音楽著作権の管理実務の研修
	10月26日 ～30日	タイ	APACE研修員	5	音楽著作権の管理実務の研修
	11月11日	中国	比較法研究センター研修員	14	音楽著作権の管理実務の研修
	12月 4日	エチオピア、ケニア、南アフリカ	比較法研究センター研修員	8	音楽著作権の管理実務の研修
	12月 7日	韓国	韓国文化体育観光部 他	5	著作権権利情報および技術的保護手段に関する調査
	12月16日	韓国	KBS(韓国の放送局)知的財産権チーム	2	日本の放送局との利用許諾契約の内容などに関する調査
	2010年 2月 4日	韓国	KBA(韓国放送協会)調査チーム	5	JASRACの放送管理に関する調査
	2月 5日	韓国	韓国文化体育観光部	4	CDC(著作権情報集中処理機構)の取組みに関する調査
	2月26日	韓国	韓国文化体育観光部、KOMCA	4	カラオケ管理についての協議
	3月18日	カナダ	IFCCD(文化的多様性推進国際連盟)事務局長	1	CULTURE FIRSTに関する情報収集
	合計	18ヵ国		101	人

9. 文化事業

2009年度は24事業を実施しました。

事業内容	実施時期	名称	実施場所
著作権思想の普及に関する事業	寄附講座等	東京大学大学院奨学寄附金「著作権法等奨学研究会(JASRAC)」	
		早稲田大学法科大学院寄附講座「著作権法特殊講義」	
		関西大学社会学部寄附講座	
		愛媛大学法文学部特講「現代社会と著作権」	
		放送大学教養学部寄附科目「著作権法概論」※	
	シンポジウム	2009年11月19日 ★JASRACシンポジウム2009 「ネット配信のビジネスモデルと 権利処理システムの構築に向けて」	東京国際フォーラム ※「ニコニコ動画」で同時配信 され、約1万人が視聴
	公開講座 市民講座	2009年11月24日 第6回JASRAC著作権ゼミナール (小・中・高校教職員向け著作権教育)	大阪国際交流センター
		2009年 7月 9日 JASRAC講座 「ミュージック・ジャンクション」	けやきホール
		2009年10月15日 「ミュージック・ジャンクション」	けやきホール
		2010年 2月 4日 (ワールドミュージック)	けやきホール
音楽著作物の創作 または 普及活動に対する 支援事業	演奏会等	2009年 5月29日 市川昭介	けやきホール ※NHK・BS2およびBSハイ ビジョンで放送
		2009年 9月 1日 米山正夫 「日本の歌謡史を彩った作家達 ～昭和の歌人たち～」	
		2009年12月 1日 水木かおる	
		2010年 2月18日 中村八大	
		2009年 6月13日	SHIBUYA BOXX
		2009年12月13日 REAL LIVE	表参道FAB
		2010年 2月20日	SHIBUYA BOXX
		2009年 6月26日 少年少女のための音楽鑑賞会	真岡市民会館
		2009年 6月27日 「音楽職人が創るステージ」	矢板市文化会館
		2009年 6月28日 ～あの音、あの曲、その素顔～	那須塩原市黒磯文化会館
		2009年 7月31日 「JASRACサマーコンサート」	蕨市民会館
		2009年11月17日 ★「JASRAC70周年 日本人が愛した歌！ ～時代を創った作家たち～」	NHKホール ※12月28日、NHK・BS2で 放送
		2010年 3月 6日 ★JASRAC創立70周年記念 沖縄国際アジア音楽祭ーmusix2010ー	沖縄県立博物館・美術館
		2010年 3月 7日 「日本の音フェスティバルin沖縄」	

2009年度の応募者数は75,000人を超えました。抽選により24,000人余が来場しました。

(※放送大学受講登録者を除く)

文化事業の内容を紹介するため
JASRACのホームページで
ストリーミング配信を行っています



www.jasrac.or.jp/culture/stream.html

★は70周年記念事業

10. 広報活動

(1) 来会者への研修・講義など

来会した都道府県の著作権事務担当者54人(海外からの調査団、研修員を除く)に対して研修を行ったほか、中学・高等学校の修学旅行生、大学のゼミ生等27校・191人の見学を受け入れて、文化・芸術の発展のために著作権制度が不可欠であることや、JASRACの著作権管理業務の内容などについて説明しました。

来会日	来会者
2009年 4月 6日	海城中学校(東京都)
4月13日	郡山第一中学校(福島県)
4月15日	飯岡中学校(岩手県)
4月15日	山王中学校(新潟県)
4月16日	船引中学校(福島県)
4月22日	仙北中学校(岩手県)
5月 8日	万石浦中学校(宮城県)
5月13日	高砂中学校(宮城県)
5月15日	高草中学校(鳥取県)
5月29日	文化庁(平成21年度都道府県著作権事務担当者講習会)
6月 8日	蟹江北中学校(愛知県)
6月10日	逢妻中学校(愛知県)
6月12日	海城高等学校(東京都)
6月24日	東放ミュージックカレッジ
7月 8日	東京大学 先端科学技術研究センター
7月 9日	明治大学法科大学院
7月16日	国土館大学
8月18日	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会
8月28日	品川女子学院(東京都)
8月31日	関西学院大学
9月 2日	文化庁(インターンシップ)
9月15日	伝習館高等学校(福岡県)
9月29日	城ノ内高等学校(徳島県)
10月20日	開進第2中学校(東京都)
11月 6日	八王子第一中学校(東京都)
11月12日	城東中学校(秋田県)
2010年 1月28日	藤代南中学校(茨城県)
3月 2日	文化庁(インターンシップ)

(2)講師の派遣

大学、都道府県教育機関などからの要請(34件)に応じて、役職員を講師として派遣し、合計で約3,000人が受講しました。

講演日	受講者	内容
2009年 4月22日	広島工業大学 専門学校 文化教養専門課程	学生 音楽著作権の基礎について
4月24日	関西大学 社会学部	学生 「音楽著作権のしくみ」(JASRAC寄附講座・音楽ビジネスと社会)
5月11日	日活(株) 企画製作本部 学院部	社員 音楽著作権の手続きの取り方など
5月21日	著作権利用等に係る教育NPO	一般 福岡研修会「学校教育と音楽著作権」
6月15日	洗足学園音楽大学	学生 演奏会プロデュース入門「音楽著作権の基礎知識」
6月16日	大阪音楽大学 短期大学部	学生 音楽著作権全般に関して
6月22日	日本大学芸術学部	学生 芸術総合講座「著作権と知的財産権」
6月22日	(株)デルフィス管理局法務室	社員 広告における音楽著作権
6月30日	久留米大学 教育・学習支援センター	一般 久留米大学公開講座「音楽著作権とJASRACの支部業務」
7月 6日	JCBA東海地区協議会	社員 コミュニティFM放送と音楽著作権について
7月 6日	駒澤大学 グローバル・メディア・スタディーズ学部	学生 著作権とJASRACの役割について
7月 7日	久留米大学 教育・学習支援センター	一般 久留米大学公開講座「世界の音楽著作権事情」
7月 9日	横浜国立大学大学院	学生 音楽著作権の管理実務について
7月17日	警察大学校	警察官 サイバー犯罪取締・対策専科教養「音楽著作権の概要と事件事例」
8月 1日	富山県生涯学習カレッジ	一般 県民カレッジ講座著作権講座「学んで、活かそう！著作権」
8月10日	石川県音楽教育研究会	教員 音楽著作権の基礎「教育現場で留意すべき点」
9月18日	(株)電通 法務室	社員 法務セミナー「音楽著作権トラブル防止のための基礎知識」
9月23日	愛媛大学 文学部	学生 JASRAC寄附科目「音楽著作権管理の実務」
9月24日		JASRAC寄附科目「インターネット上の音楽著作権侵害とその対策」
10月10日	浜松市アクティビティ音楽院	一般 コンサートの主催における著作権の関わり及び著作権使用申請手続き
11月 9日	洗足学園音楽大学	学生 音楽プロデュース論「コンサートに必要な音楽著作権の知識」
11月10日	大阪音楽大学 短期大学部	学生 音楽著作権の基礎知識
11月13日	日本楽譜出版協会 著作権委員会	社員 インタラクティブ配信の現状とその仕組み
11月13日	群馬県行政書士会	行政書士 著作権相談員実務研修「音楽著作権に係る手続き実務」
11月20日	東京ケーブルネットワーク(株)	社員 ケーブルテレビにおける著作権およびその権利処理
11月25日	キングレコード(株)	社員 若手社員向け音楽著作権講座「インターネット配信等で必要な手続き」
11月26日	産業能率大学	学生 エンターテインメントビジネス講座「音楽著作権はどう守られているか」
12月 4日	早稲田大学 創造理工学部	学生 国際コンテンツビジネスと著作権「国内の現状と課題、海外の管理状況」
12月19日	東海大学専門職大学院 実務法学研究科	一般 エンターテインメント法シンポジウム「JASRACの著作権管理と違法利用への対応」
2010年 1月14日	京都産業大学 法学部	学生 産業社会と知的財産「音楽著作権をめぐる実務について」
2月 2日	京都府警生活経済部生活経済課	一般 第11回インターネット・セキュリティ対策学校連絡会
2月 6日	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団	一般 講座「コンサートを作ろう」
2月17日	財務省 税関研修所長	海外研修生 平成21年度関税技術協力二国間援助経費による税関職員受入研修
2月26日	茨城県図書館協会	職員 平成21年度茨城県図書館協会大学図書館部会研修会
3月 7日	財団法人音楽文化創造	一般 生涯学習音楽指導員養成講習会(東京)
3月14日		生涯学習音楽指導員養成講習会(大阪)
3月15日	財団法人岐阜市公共ホール管理財団	職員 著作権全般
3月18日	国立大学法人 宮崎大学	教職員 ネット社会における著作権保護
2009年9月～10月	MPA音楽著作権管理者養成講座	MPA加盟社 一般 JASRACの著作権管理業務の概要

11. 公正取引委員会への対応について

2009年2月に公取委から出された排除措置命令について、JASRACは、4月28日、公取委に対して命令の取消しを求める審判請求を申し立てました。

この審判請求に基づき、7月27日より審判手続きが開始され、計5回の審判が行われました。第1回の審判においてJASRACは、公取委の事実認定および判断には重大な誤りがある旨の意見陳述を行いました。また、10月28日に行われた第3回の審判においては、放送事業者が使用料の追加負担を避けるために新規参入した管理事業者の管理楽曲の利用を回避したという事実認定について、実際には新規参入事業者の管理楽曲が繰り返し利用されていた事実を裏付ける証拠を提出しました。

一方、審判請求の申立てとあわせて行った命令の執行停止の上申については公取委が認めなかったため、6月16日、東京高裁に命令の執行免除の申立てを行いました。同高裁は、7月9日、協会の申立てを認め、保証金の供託を条件とする執行免除の決定を下しました。この結果、命令が取り消されるか確定するまでの間、命令の執行が免除されることとなりました。

審判は現在も継続中ですが、JASRACは引き続き適正な事実認定、判断が下されるよう求めています。